

地共済発行の「資格確認書（A4版）」をお持ちの皆様へ

令和6年12月2日以降、組合員証・被扶養者証（以下、「組合員証等」という）の新規発行が廃止され、保険証利用登録をしたマイナンバーカード（以下、「マイナ保険証」という）を利用することが基本となる仕組みに移行しています。

◆ マイナ保険証を利用できない方には、令和6年12月2日以降、組合員からの資格取得時等の申請に基づき、有効期限が最大5年の「資格確認書（カード型）」を交付します。「資格確認書」を医療機関に提示することで、保険診療を受けることが可能です。

◆ なお、被保険者情報等のデータ登録が完了するまでは、マイナ保険証の利用ができないため、新たに地共済の組合員及び被扶養者となられた方には、交付申請の有無によらず、暫定的な有効期限の「資格確認書（A4版）」を交付しています。

注：「資格確認書」には有効期限があり、期限を過ぎると利用できません。

◆ 「資格確認書（A4版）」をお持ちの組合員・被扶養者のうち、有効期限後もマイナ保険証を利用できない方で「資格確認書（カード型）」の交付申請がまだの方は、地共済大阪府支部ホームページから交付申請を行ってください。 ※原則、組合員からの申請です。

交付申請が集中した場合、「資格確認書」の交付まで日数を要しますので、医療機関の受診予定等を考慮し、余裕を持って申請していただきますようお願いいたします。

注：令和6年12月1日以前の加入者で、組合員証等をお持ちの方のうち、マイナ保険証を利用できない方には、職権により令和7年11月末までに資格確認書を交付しますので、交付申請は不要です。

資格確認書の交付申請はこちらから（地共済大阪府支部 HP）

<https://osaka.chikyosai.or.jp/kaiin/shikaku/index.php>



マイナンバーに関する地共済大阪府支部からのお願い

・新たに被扶養者の認定を受けようとする時は、速やかに被扶養者のマイナンバーの提出をお願いします。

※ 地共済被扶養者情報とマイナンバーが未連携の場合、医療機関等でのオンライン資格確認が困難なため、受診等に影響が生じる場合があります。

・マイナンバーを変更された場合にも、速やかに変更届の提出をお願いします。

・健康保険証利用登録済の方は、地共済でデータ登録完了後、マイナポータルから地共済の資格情報を確認できます。

🔗 マイナンバーカードの取得や保険証利用の登録がまだの方はこちら 🔗

マイナンバーカードの申請方法

- オンライン
（PC・スマートフォンから）
- 郵送
- まちなかの証明写真機



申請の詳細はこちら
（マイナ総合サイト）

健康保険証利用の登録方法

- 医療機関・薬局の受付
（カードリーダー）
- 「マイナポータル」
- セブン銀行 ATM



登録の詳細はこちら
（厚労省 HP）

【申請・保険証利用の登録に関するお問合せ先】 マイナンバー総合フリーダイヤル(国) TEL 0120-95-0178

【資格確認書に関するお問合せ先】

地方職員共済組合大阪府支部（大阪府総務部総務サービス課内） TEL 06-6941-8810